

美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 第1期美術品補償制度部会における答申状況

第1期美術品補償制度部会（平成23年6月～）は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第12条第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項として、展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約を展覧会の主催者と締結することについての適否を審議している。

今期は申請のあった展覧会7件について、途中取下げの1件を除く下表6件について契約を締結することが適当である旨の答申を得ている。

	展覧会名	主催者名	開催期間
1	プラド美術館蔵 ゴヤ 光と影	国立西洋美術館 読売新聞社	・平成23年10月22日～平成24年1月29日
2	生誕100年 ジャクソン・ポロック展	愛知県美術館 東京国立近代美術館 読売新聞社	・平成23年11月11日～平成24年1月22日 ・平成24年2月10日～5月6日
3	特別展 「北京故宮博物院200選」	東京国立博物館 朝日新聞社 NHK NHK7 [°] ロモーション	・平成24年1月2日～2月19日
4	カミーユ・ピサロと印象派 永遠の近代	宇都宮美術館 兵庫県立美術館 有限会社アルティス 産経新聞大阪本社	・平成24年3月24日～5月27日 ・平成24年6月6日～8月19日
5	セザンヌ ーパリとプロヴァンスー	国立新美術館 日本経済新聞社	・平成24年3月28日～6月11日
6	平成24年2月27日現在、契約未締結のため非公表		

2. 今後の課題

○制度の円滑かつ適切な運用に向け、審査方法などの改善を進める。

○引き続き、補償契約締結に関する審議を行う。